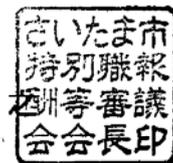


平成27年10月22日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市特別職報酬等審議会
会長 齋 藤 友



さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに
市長及び副市長の給料の額等について（報告）

平成27年10月22日に本審議会に対し意見を求められた、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、別紙のとおり報告します。

別紙

本審議会は、さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、市長からさいたま市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基づく意見を求められました。

これを受けて本審議会は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について委員相互の意見交換を行いました。その主なものとして、次のような意見が出されました。

【月例給の額及び特別給の支給月数について】

《月例給》

- ・平成19年度に引下げ改定を実施した後、据置きが続いているが、市長・副市長及び市議会議員の働きに報いるためにも、一般職職員が引上げ改定を行うこのタイミングで引上げ改定を行うべきである。
- ・月例給と特別給を合わせた年間支給額が政令指定都市の平均的な水準にあるため、月例給・特別給とも据置きが妥当である。
- ・小刻みな額改定には馴染まず、また、大幅な額改定を必要とする状況にもないため、据置きが妥当と考える。
- ・職務・職責に見合った水準となるよう、引上げ改定が必要と考える。
- ・本審議会がこれまで一般職職員の改定率の累計値を参考に改定の要否を判断してきた経緯を踏まえ、据置きが妥当と考える。
- ・生活給としての側面に対する配慮が大切だと考えているが、今回は引き上げるべき要素に乏しく、据置きが妥当である。

《特別給》

- ・ 引上げ改定となる一般職職員との均衡を考慮し、引上げ改定が妥当と考える。
- ・ 引上げ改定をするべきとの答申を昨年度出したばかりであるため、今年度は据置きが妥当と考える。
- ・ 月例給と特別給を合わせた年間支給額が政令指定都市の平均的な水準にあるため、月例給・特別給とも据置きが妥当である。
- ・ 職務・職責に見合った水準となるよう、引上げ改定が必要と考える。
- ・ 平成20年度以降、本市の一般職職員及び国の指定職職員に歩調を合わせるように改定されてきた経緯を踏まえ、引上げ改定が妥当と考える。

【地域手当の支給率の引上げを踏まえた市長・副市長の給料月額の見直しについて】

- ・ 何らかの調整が必要である。地域手当の支給率を据置くことが最も合理的と考えるが、そのような対応はできないものか。
- ・ 地域手当の支給率を据置けば良いとの意見もあるが、そのためには条例改正をしなければならず、現実的な対応とは思えない。
- ・ そもそも市長・副市長の職務・職責をより正当に評価し、月例給の水準を引き上げるべきであり、調整は不要と考える。
- ・ 一般職職員との均衡を考慮し、調整が必要と考える。
- ・ 給料と地域手当を合わせた月例給総額の水準が変動しないよう、調整が必要と考える。

- ・物価の地域間格差にかかる現況に鑑み、地域手当の支給率が引き上げられること自体に違和感はないが、給料と地域手当を合わせた月例給総額については、やはり現行の水準を維持すべきである。したがって、その観点から、何らかの調整が必要と考える。

【市長・副市長の退職手当の支給割合の見直しについて】

- ・一般職職員との均衡及び他の政令指定都市の状況を考慮し、引き下げるべきだと考える。
- ・「なぜ見直しが必要か」という根拠の部分が整理しきれていない印象を受ける。法令に根拠を求めるのか、慣行に根拠を求めるのか、あるいは国からの助言・指導等に根拠を求めるのか。その部分がもう少し整理されない限り、引下げが必要とまでは申し上げられない。
- ・そもそも市長・副市長の退職手当の水準は、民間と比較して高い状況にあると認識している。公民均衡の観点から、引下げが妥当と考える。
- ・財政状況や市民のニーズへの対応状況を見たとき、市長・副市長の実績を手放しで評価することはできないが、少なくとも真摯に公務を遂行しようとする姿勢は伝わってくる。したがって、処遇低下に繋がる引下げには反対である。
- ・民間の支給水準を踏まえて定期的に調整される一般職職員の退職手当の改定動向に準ずることにより、市長・副市長の退職手当についても、間接的に民間との均衡を図ることができる。したがって、今回は、一般職職員における支給水準の引下げを踏まえ、引下げを行うべきである。
- ・公民均衡の観点からも、一般職職員との均衡の観点からも、引下げを行わないことを是とする理由が見いだせない。引下げを行うべきである。

本審議会といたしましては、これらの意見を踏まえて慎重に検討を行った結果、それぞれ次のような結論に達しました。

1. 市議会議員並びに市長及び副市長の月例給及び特別給のうち、月例給については『据え置くことが適当』であり、特別給（期末手当）については『引上げの改定をするべき』である。
2. 市長及び副市長については、平成28年4月1日から地域手当の支給率が引き上げられることを踏まえ、月例給総額の水準が変動しないよう、給料月額を引き下げて調整を図る必要がある。
3. 一般職職員との均衡等を考慮し、市長及び副市長の退職手当の支給割合を引き下げる必要がある。